

研究費の適正な使用に関する確認書

大学は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」第2節（3）②に基づき、研究者等における研究費の適正な使用に関する各種ルールの理解度を把握する必要があります。

また本学では、平成23年度に研究費の不適切な使用が発覚していることから、二度と同様の事態が起こらないよう適切な対応が求められています。

これらのことに鑑み、『研究費不正使用防止に係るコンプライアンス教育』ビデオを視聴の上、以下の項目について、内容の確認をお願いいたします。

【確認方法】項目ごとに確認の上、確認欄に「○」を記入してください。

| 項 目 | 確認欄 |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-----|
| ■研究不正行為防止宣言について | |
| 1 研究不正行為（ねつ造、改ざん、盗用及び研究費不正使用）は許されない行為である。 | |
| 2 日本大学研究不正行為防止宣言により、ルールに違反し、研究不正行為を行った場合、厳重な処分が科される。 | |
| ■不正使用について | |
| 3 たとえ私的流用がなくても、業者への預け金、カラ出張、カラ謝金は研究費の不正使用にあたるため、特段の注意が必要である。 | |
| 4 年度末に研究費が余ったことを理由に架空の発注を行い、支払われた研究費を業者に預け金として管理させる行為は、研究費の不正使用である。 | |
| 5 研究目的以外の私的な用務であったにもかかわらず、研究目的であると偽って、出張旅費を請求する行為は、研究費の不正使用である。 | |
| 6 私的流用といった悪質な研究費の不正使用が発覚した場合、当該研究者に対して、学内ルールによる処分や資金配分機関からの処分だけでなく、刑事告訴される可能性もある。 | |
| ■研究費使用の留意事項について | |
| 7 研究者は、研究費で購入した物品が当該研究の遂行上必要であることについて、説明責任を負う。 | |
| 8 研究者は、出張後に出張復命書等を提出し、用務の事実を証明する必要がある。 | |
| 9 研究費では、臨時職員に対して休憩時間分の給与を支払うことはできない。 | |
| 10 公的研究費を年度内に使いきれず、余った研究費を返還しても、資金配分機関からペナルティを受けることはない。 | |
| ■相談窓口等について | |
| 11 研究費使用のルールや事務手続きに関する相談窓口は、所属学部の研究事務課（危機管理学部及びスポーツ科学部の場合は管理マネジメント課）である。 | |
| 12 日本大学には、研究費の不正使用を通報する公益通報窓口がある。 | |

令和 年 月 日

学 部 名

理 工 学 部
短期大学部（船橋校舎）

所 属

氏 名（自署）